

いじめの重大事態への対応

1 いじめの重大事態とは？

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（生命心身財産重大事態）

※例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な障害を負った場合 等

② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（不登校重大事態）

※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。

☆ 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

☆ 重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会等に報告する。

2 学校の対応における課題

▲いじめの認知等に係る課題

- ・いじめの定義を限定解釈
- ・この程度は悪ふざけやじゃれあいで問題なく、本人が「大丈夫」といえばいじめではない 等

▲学校内の情報共有に係る課題

- ・担任が他の教員等と情報共有せず 等

▲組織的対応に係る課題

- ・担任に全てを任せ、学校として組織的対応をせず 等

「いじめの防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告」（平成30年3月総務省）より



©2015 秋田県んだっチ

令和2年度
秋田県いじめ問題対策連絡協議会
秋田県教育委員会

3 学校の基本的姿勢

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのか知りたい」という切実な思いを理解し、対応に当たることが大切です。詳細な調査を実施していない段階で「いじめはなかった」と判断しないように気を付ける必要があります。



被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校は可能な限り自校の対応を振り返り、検証することが必要です。これにより、新たな事実が明らかになる場合があります。また、再発防止にもつながります。

4 重大事態の防止

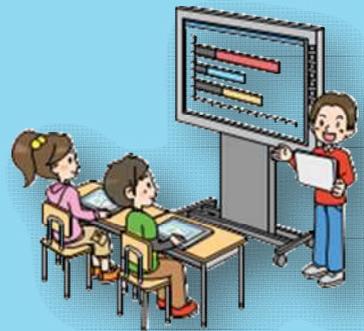
□普段から、児童生徒が授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っているか。

□いじめの認知の判断基準について、定義にはない「継続性、集団性」等の要素により、限定的に解釈していないか。

□定期的に行っているアンケート等について、児童生徒の回答に変化が見られていないかなど、十分な分析を行っているか。

□重大事態の「疑い」が生じた段階で速やかに調査を開始しているか。

□いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応しているか。



5 重大事態発生時の対応

□重大事態（「疑い」も含まれる）の発生が認められる場合、速やかに教育委員会等に報告しているか。

□学校が主体となって調査する場合、組織を設けるとともに、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めているか。



□被害児童生徒・保護者に、

- ①調査の目的・目標
 - ②調査の主体（組織の構成、人選）
 - ③調査時期・期間
 - ④調査事項・調査対象
 - ⑤調査方法
 - ⑥調査結果の提供 等
- について説明しているか。

□被害児童生徒・保護者、他の在籍する児童生徒、教職員に対して、アンケート調査や聴き取り調査等により、いじめの事実関係を把握しているか。

□調査に当たって、被害児童生徒やいじめに係る情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先としているか。

□いじめに関係する児童生徒の記憶が曖昧になる前に、可能な限り速やかに調査を実施するよう努めているか。

□調査により把握した情報の記録を適切に保存しているか。
※指導要録の保存期間に合わせて5年が望ましい。

- ・アンケート
- ・個人面談の記録
- ・いじめの通報
- ・相談内容の記録
- ・児童生徒に対する聴き取り調査を行った際の記録
- ・教職員による手書きのメモ 等

□被害児童生徒・保護者に対して、調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行っているか。

□被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、専門機関による支援につなげようとしているか。

6 調査結果を踏まえた対応

□いじめが認定されている場合、加害児童生徒に対して、個別に指導を行い、保護者と協力しながらいじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させたか。

□加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、弁護士、法務局等の人権擁護機関 等）と適切な連携を図ったか。

□調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容について被害児童生徒・保護者と確認しているか。



□いじめ防止基本方針に基づく適切な対応や、学校いじめ対策組織の機能を生かした取組等を視点に自校で分析を行い、再発防止に努めているか。

相談窓口

関係機関名(相談窓口)	電話番号	利用時間帯
24時間子供SOSダイヤル (全国統一ダイヤル)	0120-0-78310	24時間受付可
いじめ緊急ホットライン (県内各教育事務所)	北 0120-377-914 中央 0120-377-904 南 0120-377-943	8:30~17:15
やまびこ電話 (秋田県警察本部)	018-824-1212	24時間受付可
子ども・家庭110番 (中央児童相談所)	0120-42-4152	8:30~17:15
子どもの人権110番 (秋田地方法務局人権擁護課)	0120-007-110	8:30~17:15
子どもの人権無料法律相談 (秋田弁護士会)	018-896-5599	9:00~17:00

気がかりなことがあれば、まずは相談を！

本リーフレットに関する問合せ先

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県教育庁義務教育課

TEL: 018-860-5148 FAX: 018-860-5136 E-mail: gikyo@pref.akita.lg.jp